

酒類の販売業者の皆様へ 被災酒類に係る酒税相当額の救済措置について

この度の地震により被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

皆様が販売のために所持されていた酒類が地震により被災（容器の破損により、酒類が流出）した場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律」に基づき、酒税相当額について救済措置を受けることができます。

この救済措置を受けるためには、「被災酒類の確認書交付申請書」を販売場の所轄税務署に提出し、被災酒類の確認を受けていただく必要があります。

このため、この申請に必要な事項（納税義務者、仕入先、品目、アルコール分、発泡性の有無、容器の容量、本数）について記帳しておかれるとともに、できる範囲での資料の収集と保存をお願いいたします。

なお、次の点にご留意願います。

- ① 被災酒類に係る酒税額が、納税義務者（酒類製造場）ごとに 500 円に満たない場合は、救済措置を受けることができません。
- ② 保険金、損害賠償金等により、被災した酒類の損失の補填を受ける場合は、所持していた酒類の酒税額から、補填を受けた金額を差し引いた額が救済の対象になります。

救済措置の手続の流れについては、裏面をご覧ください。

また、酒場、料理店、ホテルその他の酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とされている方も、この手続により救済措置を受けることができます。

この救済措置の適用を受けようとする方で、手続や申請書の具体的な記載方法等についてご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までご連絡ください。

なお、必要な書類等については、国税庁ホームページの「平成 30 年北海道胆振東部地震による被災酒類に係る酒税相当額の救済措置について」をご覧ください。

(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>)

| 提出先 (販売場の所轄税務署) | 問合せ先 (酒類指導官設置署) |
|---|--|
| 札幌中、札幌北、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河 | 札幌北税務署 酒類指導官 ☎ 011-707-9259 (直通) |
| 函館、八雲、江差 | 函館税務署 酒類指導官 ☎ 0138-31-5844 (直通) |
| 旭川中、旭川東、北見、網走、留萌、稚内、紋別、名寄、滝川、深川、富良野 | 旭川中税務署 酒類指導官 ☎ 0166-90-1470 (直通) |
| 釧路、帶広、根室、十勝池田 | 釧路税務署 酒類指導官 ☎ 0154-31-5140 (直通) |

手続の流れ

1 対象者

被災酒類の所持者
(酒類製造者又は販売業者)

販売のために所持していた酒類が災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態となった場合には、課税された酒税相当額の救済措置（被災酒類に対する酒税の還付）を受けることができます。
下部の【還付を受けることができない場合など】をよくご確認ください。

2 手続

被災酒類の区分と
本数の把握

所持していた酒類（被災酒類）を次の項目ごとに区分し、それぞれの本数を把握してください。

- ① 納税義務者（製造者、通関業者）
- ② 仕入先
- ③ 品目（清酒、焼酎、ビール、果実酒等）
- ④ アルコール分、発泡性の有無
- ⑤ 容器の容量

被災酒類の確認書
交付申請書の提出

被災酒類の区分と本数の把握後、納税義務者ごと及び仕入先ごとに「被災酒類の確認書交付申請書」を作成し、被災した販売場の所轄税務署へ2通提出してください。

被災酒類の確認書の受領

記載内容の確認後、所轄税務署から「被災酒類の確認書」が送付されます。

納税義務者（仕入業者）へ
被災酒類の確認書を提出

「被災酒類の確認書」を納税義務者（仕入業者）へ提出し、被災酒類の酒税相当額の還付を受けます。

【還付を受けることができない場合など】

- 「被災酒類の確認書交付申請書」に基づき税務署から交付された「被災酒類の確認書」のうち、納税義務者（酒類製造場）ごとの合計酒税相当額が500円未満の場合は、酒税相当額の救済措置を受けることができません。
- 保険金、損害賠償金等により、被災した酒類の補填を受ける（受けた）場合は、所持していた酒類の酒税額から、補填を受ける（受けた）金額を差し引いた額が救済の対象となります。